

税務相談室

措置法特例適用の 有利・不利の判定

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

個人で外科医院を開業しています。本年の医業所得に関する資料は次のとおりですが、所得を計算するに当たって、租税特別措置法を適用した方が有利か、それとも不利になるか実際の計算にてお教え下さい。

| | |
|---------|----------|
| 保険診療収入 | 46,000千円 |
| 自由診療収入 | 30,000千円 |
| 雑収入 | 4,000千円 |
| 合計 | 80,000千円 |
| 必要経費 | 45,000千円 |
| (内 事業税) | 800千円) |
| 差引 | 35,000千円 |
| 延患者数 保険 | 15,000人 |
| 自由 | 8,000人 |
| 合計 | 23,000人 |

回答

まず、保険診療収入が50,000千円以下ですので、租税特別措置法第26条の適用は選択することができます。

医師課税の特例を適用して所得計算する場合には、まず、必要経費を固有経費と共通経費とに区分し、次いで共通経費を保険診療に係る分と自由診療に係る分とに区分する必要があります。

ご質問の場合の固有経費は事業税の800千円だけだとしますと、共通経費は44,200千円となります。これを延患者数により按分します。

1) 共通経費の区分計算

イ 自由診療割合

23,000分の8,000は34%

(便宜上小数点以下は切り捨てています)

ロ 共通経費のうち自由診療に係る分

44,200千円×34%＝15,028千円

ハ 共通経費のうち保険診療に係る分

44,200千円－15,028千円＝29,172千円

2) 診療区分別の所得計算

イ 自由診療収入に係る所得

$$30,000千円 - (800千円 + 15,028千円) = 14,172千円$$

ロ 保険診療収入に係る所得計算

A) 措置法を適用して計算

$$46,000千円 - (46,000千円 \times 57\% + 4,900千円) = 14,880千円$$

B) 措置法を適用しないで計算

$$46,000千円 - 29,172千円 = 16,828千円$$

3) 本年の所得金額の計算

イ 措置法を適用

| | |
|---------|----------|
| 自由診療収入分 | 14,172千円 |
| 保険診療収入分 | 14,880千円 |
| 雑収入分 | 4,000千円 |
| 合計 | 33,052千円 |

ロ 措置法を適用しない(実額計算)

| | |
|---------|----------|
| 自由診療収入分 | 14,172千円 |
| 保険診療収入分 | 16,828千円 |
| 雑収入 | 4,000千円 |
| 合計 | 35,000千円 |

上記のような計算になります。

医師課税の特例を適用して計算した所得金額は、特例を適用しないで計算した所得金額より1,948千円(33,052千円－35,000千円)少なくなりますから、ご質問の場合には、特例を適用して所得計算した方が有利となります。

一般に、医師課税の特例を適用することが有利かどうかは、保険診療に係る固有経費と共通経費との合計額が、保険診療収入に係る特例経費の額を超えるかどうかにより、超える場合には特例を適用しない方が有利となります。

自由診療割合を算出するに当たり、原則的な方法である「診療実日数(延患者数)の割合」によることのできない場合に、その代替的な方法として用いる方法で「収入金額の割合」がありますが、その場合は調整率を乗じた率によっています。それは収入等の割合によって計算した数値と、診療実日数(延患者数)の割合によって計算した数値とを近似させる必要があるためです。

例えば、同一の原価によって診療が行われた場合においても、一般に保険診療による診療単価よりも自由診療による診療単価の方が高いですから、収入金額の比による割合では、自由診療割合が大きくなり、結果として自由診療分から必要経費を控除し過ぎることになりますので、この点を調整するために一定の率(調整率)を乗ずることとされたものです。

ちなみに、収入金額により自由診療割合を計算しますと次のとおりです。

$$\frac{30,000}{76,000} \times 80\% = 31\%$$

調整率は次のとおりです

| | |
|-----------------|-----|
| 1 産婦人科・歯科 | 75% |
| 2 眼科・外科・整形外科 | 80% |
| 3 上記以外(美容整形を除く) | 85% |